

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		学校職員の給与等に関する条例	
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 56 号	法 規 集	第 14 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 42 条及び市町村立学校職員給与負担法第 3 条の規定に基づき、県立学校（大学を除く。）の職員（以下「県立学校職員」という。）及び市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の給与等に関する事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定により県立学校職員及び県費負担教職員の給与に関する事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	県立学校職員及び県費負担教職員の給与は、人事委員会の給与勧告を踏まえ、職務と責任に応ずるもの、民間企業の賃金や他の公務員との均衡を図るものとしており、県民の理解が得られる適正なものである。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	県立学校職員及び県費負担教職員の給与は、職務の種類に応じた給料表と、給料を補完するものとして地方自治法第 204 条第 2 項に規定する手当で構成しており、簡素で効率的である。 また、期末手当、勤勉手当など一部を除き、毎月定期的に支給しており効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の給与について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方方に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の給与に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由
			現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。
次回見直し予定		平成 25 年度	見直し規定の有無
			有 無